

## Gard Alert

### 香港、新たな低硫黄規則を導入

こちらは、英文記事「[Gard Alert: Hong Kong introduces new low sulphur rules](#)」(2015年3月23日付)の和訳です。

新しい規則により、香港に停泊している船舶は、硫黄分 0.50%以下の燃料油の使用を義務付けられます。

2015年3月18日に香港立法会に上程された Hong Kong Air Pollution Control (Ocean Going Vessels) (Fuel at Berth) Regulation (香港大気汚染管理 [外航船] [バースでの使用燃料] 規則) に基づき、船舶は、香港に停泊している間、硫黄分 0.50 質量%以下の燃料油、LNG、もしくは、香港環境保護署の署長が認可したその他の燃料油の使用を義務付けられます。



この新規則は、2015年7月1日付けで実施されることになっており、船舶は以下の項目すべての実施を求められます。

- バースに着棧してから1時間以内に適合油に切り替え、離棧の1時間前まで適合油を使用すること。<sup>1</sup>
- 本船の着棧と離棧の日時、燃料油切り替え作業の開始および完了の日時を、実施後できる限り速やかに記録すること。
- 検査の際にいつでも提示できるように、上記の記録を本船内に3年以上保管すること。

低硫黄船舶燃料油を使用した場合と同等以上に二酸化硫黄の削減効果のある認可済みの技術（スクラバー）を使用している船舶は、適合油への切り替えを免除される可能性があります。免除申請は、香港への入港予定日（免除されてから最初の寄港となるはずの日）の14日前までに、当局に書面で提出する必要があります。

香港との間を往来する場合、上記の事項に留意し、船舶および乗組員が規則を順守するよう徹底してください。規則の発効後は、香港停泊中に非適合油を使用した船長と船主は、最高20万香港ドルの罰金および6カ月の禁固刑を科される可能性があります。必要事項の記録や保管を怠った船長と船主も、5万香港ドルの罰金と3カ月の禁固刑を科される可能性があります。

詳細については、香港政府が発表した[プレスリリース](#)と、2015年3月13日に官報に掲載された「[Air Pollution Control \(Ocean Going Vessels\) \(Fuel at Berth\) Regulation](#)」をご覧ください。香港の大気汚染管理規則の全文は香港政府環境保護署の[ウェブサイト](#)内を Laws & Regulations > Environmental Legislation > Links to Ordinances & Regulations > Air Pollution Control Ordinance (Cap.311)の順に進んでいくとご覧いただけます。

<sup>1</sup> この規則における「バース」とは、香港水域内で本船が航行していないときの場所を広く指し、「着棧（原文では Arrival）」はそのバースに安全に係留されたか投錨された時点、また「離棧（原文では Departure）」はそのバースとのもやいを解いた時点をいいます。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。